

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3 及び 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000</u>	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3 及び 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>

改 正 後	改 正 前
<u>14</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （３） 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （特例対象被保険者等に係る申告） 第24条の２ 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 ２ 前項の<u>申告書の提出に当たり</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類<u>の提示を求められた場合には、これら</u>を提示しなければならない。	を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （３） 法第703条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （特例対象被保険者等に係る申告） 第24条の２ 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険税の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 ２ 前項の<u>申告書を提出する場合には</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第17条の２第１項第１号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。